



(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

目次

- 〔省 令〕
  - 水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令(環境三〇)
- 〔告 示〕
  - 政治資金規正法の規定による政治団体の届出があつたので公表する件(総務三八五)
  - 政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので公表する件(同三八六)
  - 政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があつたので公表する件(同三八七)
  - 政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があつたので公表する件(同三八八)
  - 政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので公表する件(同三八九)
  - 政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので公表する件(同三九〇)
  - 平成二十五年総務省告示第四百九号の一部を訂正する件(同三九一)

一 二 三 四 五 六

〔叙位・叙勲〕

〔褒 賞〕

〔公 告〕

諸事項

官庁

基本測量関係事項関係

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

公文書等の管理に関する独立行政法人国立印刷局、独立行政法人勤労者退職金共済機構平成二十五事業年度

財務諸表、税理士登録者、弁理士登録、厚生年金基金変更、企業年金基金変更、国民年金基金変更、特定計

量器型式承認、プログラムの著作物に係る登録関係

地方公共団体

教育職員免許状失効、行旅死亡人関係

係

会社その他

会社決算公告

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

係

省 令

○環境省令第三十号

水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第三条第一項、第十四条の三第一項及び第七条の規定に基づき、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十一月四日  
環境大臣 望月 義夫

水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令  
(水質汚濁防止法施行規則の一部改正)

第一条 水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六年通商産業省令第一号)の一部を次のように改正する。  
別表第二のカドミウム及びその化合物の項中、「〇・〇〇三ミリグラム」を「〇・〇〇三ミリグラム」に改める。

第二条 排水基準を定める省令の一部改正

別表第一のカドミウム及びその化合物の項中、「〇・一ミリグラム」を「〇・〇三ミリグラム」に改める。

附 則

施行期日

第一条 この省令は、平成二十六年十二月一日から施行する。

経過措置

第二条 附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類につき同表の中欄に掲げる業種に属する特定事業場(水質汚濁防止法(以下「法」という。)第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下同じ。)から公共水域に排出される水(以下「排水」という。)の法第三条第一項に規定する排水基準(以下単に「排水基準」という。)は、この省令の施行の日から三年間(金属鉱業及び溶融めっき業(溶融亜鉛めっきを行うものに限る。)に属する特定事業場にあつては、二年間)は、この省令による改正後の排水基準を定める省令(以下「改正後の省令」という。)第一条の規定にかかわらず、それぞ

れ同表の下欄に掲げるとおりとする。

2 前項の規定の適用については、当該特定事業場に係る汚水等を処理する事業場については、当該特定事業場の属する業種に属するものとみなす。

3 第一項に規定する排水基準は、改正後の省令第二条の環境大臣が定める方法により検定した場合における検出値によるものとする。

第三条 この省令の施行の際現に設置されている法第二条第二項の特定施設(設置の工事がなされている施設を含む。)を設置する特定事業場の排水のカドミウム及びその化合物についての排水基準は、この省令の施行の日から六月間(当該施設が水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第三に掲げる施設である場合にあつては、一年間)は、改正後の省令第一条及び前条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

第四条 この省令の施行前にした行為及び前条においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの省令の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則別表

有害物質の種類	業 種	許容限度
カドミウム及びその化合物 (単位 一リットルにつき ミリグラム)	金属鉱業	〇・〇八
	非鉄金属第一次製錬・精製業(亜鉛に係るものに限る。)	〇・〇九